



佐賀県公報

平成18年
11月17日
(金曜日)
第 12832号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

● 佐賀県告示第六百七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
短期入所療養介護 服巻医院	医療法人清心会 番地三	唐津市船宮町二五八八	平成一八・一〇・三一

● 佐賀県告示第六百七十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川 康

加入区

東与賀町加入区

● 佐賀県告示第六百七十七号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十八年度木材業者を次のとおり登録した。

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (六七五・長寿社会課) 一
- 渔船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生
- 平成十八年度木材業者の登録
- 都市計画事業変更の認可
- 廃川敷地等の発生
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の変更
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 大規模小売店舗の新設に関する公示
- 大規模小売店舗の変更に関する公示
- 大規模小売店舗の新設に係る意見
- 大規模小売店舗の変更に係る意見
- 土地改良区役員の就退任届

(農地整備課) (商工課) (県民協働課)

(九) 九 九 八 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九

- 唐津市営馬場野地区土地改良事業施行同意
- 公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設の廃止

選挙管理委員会事項

() () ○
告 示・四三) ○

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事

古川

康

木材業者

登録番号	登録年月日	住所	名称	役職及び氏名
佐木神販 第9号	平成18年 11月2日	神埼市千代田町迎島1282番地3	株式会社中村	代表取締役 中村 邦義

●佐賀県告示第六百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次とおり都市計画事業の変更を認可した。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川康

二
一
施行者の名称
唐津市

都市計画事業の種類及び名称

唐津都市計画道路事業
三・四・十号 東城内町田線

三
臺灣旅行其間

卷之三

四
事業也

収用の部分 変更なし

●佐賀県告示第六百七十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川康

一 河川の名称

六角川水系甘久川

二 廃川敷地等が生じた年月
平成十八年十一月十七日

三 廃川敷地等の位置

武雄市朝日町大字甘久字甘久崎一四六八番一、一四七九番、一四八一番二及び一四八三番地先の里道先

四 廃川敷地等の種類及び面積

(二) (一)
種類 土地
面積 三七五・六七平方メートル

◎佐賀県告示第六百八十一号

の区域を次のとおり変更する。
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

その区域を表示した図面は、平成十八年十一月十七日から平成十八年十二月

十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

一般国道 二六三号		道路の種類 及び路線名	
区間	道 路	後の別 変更前	幅員 メートル
佐賀市大和町大字松瀬字詰坂四 一三七番一地先から 佐賀市大和町大字松瀬字詰坂三 九九二番一地先から 佐賀市大和町大字松瀬字詰坂三 九六七番六地先まで	佐賀市大和町大字松瀬字詰坂四 一五九番二五〇地先まで 佐賀市大和町大字松瀬字詰坂三 九九二番一地先から 佐賀市大和町大字松瀬字詰坂三 九六七番六地先まで	後	八〇〇・二 九〇〇・二
前	後	前	前
一四・一 七八五	一六・〇 四七・二	一一・〇 八〇・〇	一一・〇 八〇・〇
九一五・九	一一三・四	一一三・四	延長 メートル

●佐賀県告示第六百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十一月十七日から平成十八年十二月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六三号	佐賀市大和町大字松瀬字詰坂四一三七番一地先から 佐賀市大和町大字松瀬字宇土三一五九番二五〇地先 まで	平成一八・一一・一七
佐賀市大和町大字松瀬字詰坂三九九二番一地先から 佐賀市大和町大字松瀬字詰坂三九六七番六地先まで		

●佐賀県告示第六百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十一月十七日から平成十八年十二月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間	の 後 の 変更前	域
一般国道 二六三号	佐賀市大和町大字松瀬字猿渡瀬 二五四三番九地先から 佐賀市大和町大字梅野字井手原 一七四八番一地先まで	佐賀市大和町大字梅野字井手原 一八二一一番地先まで	四七・九 一一・一 一、〇九二・六	メートル員
前	佐賀市大和町大字松瀬字猿渡瀬 二五四三番九地先から 佐賀市大和町大字梅野字井手原 一七四八番一地先まで	佐賀市大和町大字梅野字井手原 一、二一〇・九	二八・四 二三〇・九	延長メートル
七・〇	佐賀市大和町大字松瀬字猿渡瀬 二五四三番九地先から 佐賀市大和町大字梅野字井手原 一七四八番一地先まで	佐賀市大和町大字梅野字井手原 一、二一〇・九	一、一〇・九	

●佐賀県告示第六百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十一月十七日から平成十八年十二月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六二号	佐賀市大和町大字松瀬字猿渡瀬二五四三番九地先から 佐賀市大和町大字梅野字井手原一七四八番一地先まで	平成一八・一一・一七
佐賀市大和町大字松瀬字原一九三〇番三地先から 佐賀市大和町大字梅野字井手原一八一二番地先まで		

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県知事第六百八十回印

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定による、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十一月十七日から平成十八年十一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 因 域			
区 間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル	
佐賀郡久保田町大字新田字久富 三七九八番一地先から 佐賀郡久保田町大字新田字横江 三六九七番五地先まで	後	三七・六 ~ 一〇・六	四一一・〇	
佐賀郡久保田町大字新田字久富 三七九八番一地先から 佐賀郡久保田町大字新田字横江 三六九七番五地先まで	前	一一一・〇 ~ 一〇・六	四一一・一一	

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放置され荒れている森林での間伐や計画的な伐採、適地適植によって健全な森を再生するために、多くの建築家やデザイナーをはじめとする有識者、地方自治体などに賛同、協力を求めながら木質文化の重要性を啓発、木造建築文化の浸透を図るとともに森林に係る環境の保護に寄与することを目的とする。さらには公共施設の木造化推進を主として、広く民間施設、住宅にも県産材の利用促進を訴え、佐賀県より全国に向けて環境や住文化の向上に関する情報発信に努めるものとする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とのおり公告する。

関係書類は、平成19年1月4日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年11月17日

佐賀県知事 古川康

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次とのおり公告する。

関係書類は、平成19年1月4日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年11月17日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日
平成18年11月1日2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人障害者生活支援センター蓮の実

(2) 代表者の氏名 本山 一成	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条 第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同 条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。			
(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県杵島郡白石町大字横手1726番地	平成18年11月17日	佐賀県知事 古川 康		
(4) 定款に記載された目的 この法人は、地域に暮らす障害児(者)とその生活を支える家族等に対 して、地域生活・地域活動等の支援に関する事業を行い、地域福祉の増進 に寄与することを目的とする。	1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ南佐賀店 佐賀市南佐賀二丁目180番1 他10筆			
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定 款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第 2項の規定により次のとおり公告する。 関係書類は、平成19年1月9日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提 供窓口)において縦覧に供する。	(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行 う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ア 大規模小売店舗を設置する者 ナチュラル株式会社 代表取締役 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 イ 大規模小売店舗において小売業を行なう者 ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 (3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成19年7月1日 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,763平方メートル (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 建物東側、西側及び南側 87台 イ 駐輪場の位置及び収容台数			
1 申請のあった年月日 平成18年11月6日				
2 申請に係る特定非営利活動法人 (1) 名称 特定非営利活動法人宅老所湯の田 (2) 代表者の氏名 原田 美佐子 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2番地1 (4) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者や社会的弱者などが、地域で安心して生活 していくため、福祉に関する事業を行い、暮らしやす いまちづくりを推進することを目的とする。				

建物南西側	52台	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条 第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
工 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	10.4立方メートル	平成18年11月17日
建物北側	10.4立方メートル	佐賀県知事 古川 康
(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		
午前 9時から午後11時まで		
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯		
午前 8時30分から午後11時まで		
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置		
敷地西側、南西側及び南側 3箇所		
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		
午前 6時から午後10時まで		
2 届出年月日	平成18年10月31日	
3 関係書類の縦覧		
(1) 縦覧場所	佐賀県農林水産商工本部商工課	佐賀県佐賀市兵庫北土地区画整理事業地内 (変更後)
(2) 縦覧期間	平成18年11月17日から 平成19年 3月16日まで	ゴルフ 5 佐賀店 佐賀県佐賀市兵庫町大字西瀬1858-1 (変更前) (仮称) ゴルフ 5 佐賀店
4 その他		
	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、	
	意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した	
	意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一 丁目 1 番59号）に提出してください。	

		平成19年3月16日まで
4	その他	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。
		大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
		平成18年11月17日
1	大規模小売店舗の変更に係る届出の概要	佐賀県知事 古川康
(1)	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、鳥栖市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。
(2)	変更した事項	また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。
		平成18年11月17日
1	大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前)	佐賀県知事 古川康
(仮称)	スポーツデポ佐賀店	佐賀県佐賀市兵庫北土地地区画整理地内
(変更後)		
2	届出の内容	大規模小売店舗の新設
3	意見の概要	(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
2	届出年月日	平成18年11月1日
3	関係書類の縦覧	平成18年11月7日
(1)	縦覧場所	佐賀県農林水産商工本部商工課
(2)	縦覧期間	平成18年11月17日から
		平成19年3月16日まで
4	その他	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。
		大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
		平成18年11月17日
1	大規模小売店舗の変更に係る届出の概要	佐賀県知事 古川康
(1)	大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、鳥栖市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。
(2)	変更した事項	また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。
		平成18年11月17日
1	大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前)	佐賀県知事 古川康
(仮称)	スポーツデポ佐賀店	佐賀県佐賀市兵庫北土地地区画整理地内
(変更後)		
2	届出の内容	大規模小売店舗の新設
3	意見の概要	(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名 鳥栖市	イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし
(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見の提出なし	(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見の提出なし
4 意見書の縦覧	4 意見書の縦覧
(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
(2) 縦覧期間 平成18年11月17日から 平成18年12月16日まで	(2) 縦覧期間 平成18年11月17日から 平成18年12月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鹿島市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上場土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。 平成18年11月17日
平成18年11月17日 佐賀県知事 古川 康	佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メガセンタートライアル鹿島店 鹿島市大字森字水町80番地外	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三養基西部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。 平成18年11月17日 佐賀県知事 古川 康
2 届出の内容 大規模小売店舗の変更	
3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要	

役職名	氏名	住 所	就退任年月日
理 事	原 正孝	三養基郡上峰町大字江迎575番地口の2	平成18年10月6日退任
"	井上 正宣	" " 大字前牟田153番地の2	平成18年11月2日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2 第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年11月9日唐津市営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）馬場野地区の施行に同意した。

平成18年11月17日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

● 佐賀県選挙管理委員会告示第411号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その施設を廃止した。佐賀市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年十一月十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀男

施設の名称	施設の所在地
北部山村開発センター	佐賀市富士町大字古湯二六一七番地